

秋市選管告示第10号

令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻 午後7時